

ねやがわし 農業委員会だより

vol.96
2025.10

ねやがわ農業トピックス…2

各種届出のお願い等…3

寝屋川市農業施策…4

生産緑地追加指定
特定生産緑地の指定等…5

元気ファーマーvol.22…6



ねやがわ農業トピックス

トピックス1

地元野菜のトラック市を開催

令和7年7月に寝屋川市駅特設会場にてトラック市が開催されました。
農業研究クラブの皆様が主体となって、寝屋川の農家が育てた採れたて野菜等が販売されました。

両手にたくさんの野菜を持って帰られる方々や「毎年楽しみにしています！」「すごくおいしい」とおっしゃる方々など、3日間で延べ626人の方が訪れました。



和気あいあいと野菜を販売する様子



新鮮な野菜がずらりと並びました！

トピックス2

農地のマッチング事業を実施

寝屋川市では、「高齢だから耕作してくれる人に貸したいな。」「農地を借りて耕作したい！」という方々に対して、農地マッチング事業を行っています。

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等を使用することで、賃借権等が発生せず、期間終了後は自動的に契約が終了します。

現在、農地を貸したいと登録されている農地は右記のとおり(令和7年8月時点)です。

マッチング前



マッチング後



問い合わせ先
農業委員会事務局
☎825-2746

遊休化していた農地が新しい借り手を迎えてきれいに耕作されています！

NEWS

	所在地	登記地目	面積 (㎡)
1	大谷町	田	585
2	大谷町	田	565
3	寝屋川公園	田	823
4	梅が丘二丁目	田	170
5	高宮二丁目	田	170

令和6年度 農業委員会の 審議処理件数等 の報告

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、
農業委員会で審議された主な法令業務などについて、
下記のとおり報告します。

農地法関係

	件数	筆数	面積(㎡)
3条許可 (農地売買等)	21	50	24,714.04
4条届出 (市街化区域内農地転用)	20	33	20,094.50
4条許可 (市街化調整区域内農地転用)	2	2	531.00
5条届出 (市街化区域内農地転用)	14	27	9,797.28
5条許可 (市街化調整区域内農地転用)	2	4	2,712.00
農地転用合計	38	66	33,134.78
18条許可 (賃貸借一方解約)	0	0	0.00
18条通知 (賃貸借合意解約)	0	0	0.00

その他

	件数	筆数	面積(㎡)
農地へ地目変更承認願	1	1	86.00
農業用倉庫承認願	8	8	932.62

租税特別措置法関係

	件数	筆数	面積(㎡)
贈与税・相続税 納税猶予適格者証明	5	21	12,024.00
贈与税・相続税 納税猶予特例農地利用状況確認	2	2	2,209.00

農地法等による 各種届出のお願い

農地を相続した場合

農地を相続等により取得した場合には、農業委員会に届出をお願いいたします。届出が必要な方は、次の理由で取得された方です。

1. 相続(遺産分割、包括遺贈、相続人に対する特定遺贈を含む。)により農地の権利を取得した場合。
2. 時効により農地の権利を取得した場合。

宅地等へ転用する場合

農地を住宅や駐車場などの用途に使用することは、工事着工までに許可を得ること(市街化区域内の農地転用は届出)が必要です。

市街化区域内の農地については、農地転用の届出をせずに造成行為をしてしまった農地が多く見受けられます。

農地を転用する場合には、事前に農業委員会まで許可申請(届出)をお願いします。

農地の賃貸借を解約した場合

農地の賃貸借(農業委員会に届出ていないいわゆる“ヤミ小作”や、賃料を伴わない使用貸借による契約を除く。)を当事者間で合意解約された場合には、農業委員会への届出が必要です。

農業用倉庫建築や、農地に盛土をする場合

農地に農業用倉庫(敷地面積が200㎡未満)を建てる場合や、農地を30cm以上かさ上げして耕作する場合には、農業委員会に“使用目的変更承認願”を提出していただく必要があります。

寝屋川市農業施策

問い合わせ先
都市一課
☎825-2673

有害鳥獣による農作物被害防止への支援

有害鳥獣（イノシシ・アライグマ・カラス・ハト等）による農作物の被害を防止するために必要な資材（防除柵・防鳥ネット等）の導入を支援します。

対象経費×2分の1以内（上限5万円）



貸農園整備への支援

特定農地貸付法等に基づき、新たに貸農園を開設する場合の、農地の整備に係る費用を支援します。

対象経費×100分の25以内（上限25万円）

※条件に応じて最大50万円まで追加補助あり

れんげ開放農地への支援

農地にレンゲを植栽し開放することで、多くの市民に農地に親しみていただくよう、農地景観形成事業を推進しています。

面積1㎡あたり20円（限度額1人6万円）



農業用施設（ため池等）の改修等への支援

市内農業用施設（農業用水路や農道等）の改修等を支援します。

対象：寝屋川市内に存する農業用施設を所有又は管理する団体

対象経費の全額（上限25万円）



農作業用機械器具購入等の支援

農機具の新規購入や買い替えをする際に購入費用を一部支援します。（事業費60万円以上のもの）

対象：市の農業者が含まれる3農家以上で構成される組織

対象経費×3分の1以内（上限100万円）



生産緑地制度

「生産緑地」追加指定を行っています。

【主な要件】

- ・現況が農地であること。
- ・一段300㎡以上の区域であること。
- ・「同一の街区」または「隣接する街区」に存在する複数の農地で合計面積が300㎡以上となるもの（一段の農地を構成する個々の農地の下限面積は100㎡）

指定の要件を満たし、かつ現地調査などの結果、生産緑地法に基づく指定可能な農地について、土地所有者の申出に基づき、追加指定を行っています。

指定を受ける？

生産緑地として税制特例措置

相続税等・納税猶予の適用
固定資産税等・農地課税

農地等として管理

主たる従事者が死亡等した場合等は、買取申出が可能

「特定生産緑地」とは？

生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、現在適用されている税制措置が適用されなくなります。

そこで、新たな制度である「特定生産緑地」に指定されることで、買取申出が可能となる期間が10年延伸され、現在適用されている税制措置が、引き続き適用されます。

生産緑地及び特定生産緑地の申し出に関する受付は都市一課で随時行っています。

必要書類、受付期間等の詳細については、都市一課（総合戦略・産業立地）のホームページで確認することができます。

※生産緑地及び特定生産緑地の指定は、要件がありますので、必ず事前相談をお願いします。

【問い合わせ先】

都市一課（総合戦略・産業立地）

農業委員会事務局

☎072・813・1204

☎072・825・2746

生産緑地の貸借がしやすくなっているのをご存知ですか？

都市農地の貸借の円滑化に関する法律では市街化区域内の生産緑地指定農地を、安心して貸借することができます。

☑法廷更新が適用されないため、契約期間満了後に農地が返ってきます。

☑相続税の納税猶予の適用を受けている方でも、打ち切られることなく、貸借が可能です。

本貸借には、要件がございますので、詳しくは、左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

都市一課（総合戦略・産業立地）

☎072・825・2673

農業委員会事務局

☎072・825・2746



「借の手を探すのが大変！」という方は 農地

マッチング事業により、

借り手募集のお手伝い

も行っています！



元気ファーマー

VOL. 22



農地マッチング事業を活用し、寝屋川市の農地を借りられ、兼業で無農薬栽培に取り組まれている岩崎さんご夫妻にお話を伺いました。

Q 農業を始めようと思ったきっかけは？

A 家族も高齢になり、私（奥様）が教育関係の職に就いていたこともあり、食の勉強を始めたのがきっかけです。

その中で自分たちで作った安心・安全な野菜を食べることで、自分たちと家族の健康を守っていききたいと思い農業を始めました。

Q 農業についてどのように勉強をしましたか？

A 農業を始めるにあたって、しめ縄を作るために必要になる稲藁を、フリーマーケットアプリで探していました。その際、知り合った奈良県でお米の無農薬栽培をされている農家の方のもとで、手伝いも兼ねて2年間ほど農業の勉強をさせていただきました。

その方も兼業で農業をされていて、私たちにもできるのではないかと前向きな気持ちになりました。

Q 一日はどのようなスケジュールで農業に取り組まれていますか？

A 4時30分に起床し、畑の水やりと田んぼの水の管理を行い、6時頃に帰宅し、7時には会社に出勤しています。その後16時頃には退勤し、再度農地に戻り農作業をしています。

Q どのような作物を作っていますか？

A 現在は米、枝豆、茄子、とうもろこしを栽培しています。

今後は人参、きゅうり、カボチャ、ブロッコリー、大根等にもチャレンジしていきたいと考えています。



Q 農業をする中でのやりがいと感じる瞬間は？

A 多くの方は、作物の収穫の時や実際に食べた時などにやりがいを感じると思いますが、私たちはまだ初めて一年目なので農作業自体が楽しくて、綺麗に片付けできている時や作物の成長を見ることがやりがいになっています。

また、一日の始まりと終わりに農地で朝日と夕日を見る時間も、大切な時間になっています。

【発行】

寝屋川市農業委員会事務局

寝屋川市本町15番1号

☎072・825・2746

